

須磨離宮公園における自動販売機による飲料等販売業務の仕様書

1 設置場所・台数

須磨離宮公園（神戸市須磨区東須磨 1-1）内

10 台 ※設置場所については別紙 3「須磨離宮公園自動販売機位置図」参照

2 設置期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

設置期間は、契約者甲乙双方異議ない時はさらに 1 年間更新できるものとするが、最長令和 10 年 3 月 31 日を限度とする。

3 設置にあたっての条件

(1) 仕様

ア 大きさ

別紙 3「自動販売機売上実績ほか一覧」に既存の自動販売機の寸法及び設置可能面積を参考として記載している。既存の寸法以上の自販機を設置する場合は、設置可能か現地を確認のうえ入札すること。

放熱スペース及び使用済み容器回収箱設置部分を考慮すること。また、商品補充やメンテナンスのための扉開閉等に、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をすること。設置時には、設置機種の届けを（公財）神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）に提出すること。また、機種変更を行う場合も同様とする。

イ 外装の色指定

自動販売機の外装は茶系統に塗装すること。

ウ 同一場所での設置

同一場所に複数台設置する場所については、複数メーカーの商品を販売するものとする。

(2) 販売品目

清涼飲料水（炭酸飲料、果汁、スポーツドリンクなど）、茶、コーヒー、紅茶等及びアイスクリームとし、保存期間が短いものは除く。おべんとう広場について 3 台のうち 1 台はアイスクリーム販売機、2 台以上設置場所について 1 台はミックス機とする。容器はペットボトル又は缶とし、ビン、紙コップのものを除く。

(3) 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等を勘案して協会が適当と認めた価格とすること。

販売品目・価格を協会に届け承認を得ること。また、品目変更を行う場合も同様とする。

(4) 積算計の設置

販売数量の積算計及び電気使用量の積算計を、事業者の負担で設置すること。

(5) ゴミ箱の設置及び空き缶等の回収

ゴミ箱を設置場所 1 ヶ所につき 1 個以上設置すること。空き缶等の回収は事業者の責任で行うこと。

特に、ゴールデンウィークや春と秋のバラの時期、紅葉や梅のイベント等の多客時は空き缶等の早期回収に努めること。

ゴミ箱があふれている場合は、協会の指示に従い速やかに回収すること。また、設置したゴミ箱が劣化・破損した場合は、速やかに入替えを行うこと。

(6) 自動販売機の設置

事業者の負担と責任で行うこと。

(7) 商品の補充、機械の保守管理、使用済み容器の回収等

衛生管理、在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機械のオペレーション及び使用済み容器の回収・リサイクルはすべて事業者が対応すること。

また、故障時等の連絡先を自動販売機に表示するとともに協会に届け出ること。

(8) 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された、【判断基準】にそった自動販売機を設置すること（別紙 4 参照）。

神戸市ホームページ「令和 6 年度神戸市グリーン調達等判断基準」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/shise/kekaku/kankyokyoku/green.html>

(9) 設置時の注意事項

ア 関係機関への届出等

関係機関への届出・申請等が必要な場合は、事業者が行うこと。

ただし、園内に自動販売機を設置する神戸市への許可申請は協会が行う。

イ 防犯対策

防犯に配慮したものを設置すること。

万一、盗難等事件が発生したときは、事業者は、その責任を負うとともに遅滞なく協会への連絡及び警察への届出を行うこと。

ウ 転倒防止対策

「自動販売機据付基準」（日本産業規格）、「自動販売機据付基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、地震の揺れ等に対する転倒防止対策を講じること。

エ 自動販売機の設置作業

事業者は令和 7 年 3 月 31 日までに設置すること。

設置方法、作業日程など詳細については事前に協会と協議のうえ、設置作業を行うこと。

4 日常の維持管理

(1) 商品・釣銭の補充

商品・釣銭の補充は、多客期は回数を増やし、商品の売り切れ・釣銭切れが生じないようにすること。なお、商品の品質管理に特に留意すること。

(2) 車の進入経路

商品・釣銭補充の際の車の進入経路については、協会職員の指示に従うこと。

また、園内の進入可能時間は、8時45分～10時まで、および16時～17時30分までとする(多客期を除く。)。時間内に作業ができなかった場合は、協会に相談し指示に従うこと。

なお、車の園内走行については時速10km以下とし、公園利用者を優先するとともに、安全に配慮すること。

(3) 故障時の補修・入替え

自動販売機が故障・破損したときは、速やかに補修・入替えを行うこと。また、事業者の連絡先を自動販売機に明記しておくこと。

(4) 積算計の確認

自動販売機の積算計の数値の確認を協会が求めたときは、立会いに応じること。

5 納付金及び光熱費の負担

(1) 納付金

納付金の金額は、契約した入札金額(税抜)に消費税を加えた金額とする。

(2) 光熱費

自動販売機の稼働に使用した電気使用料については、協会が算定した使用料に消費税を加算して支払うこと(実費)。電気使用料算定式は次のとおりとする。

$$\text{公園電気使用料金} \times \frac{\text{自動販売機の電気使用量の合計}}{\text{公園全体の電気使用量}}$$

(3) 支払い時期

上記(1)の支払いは毎月1回協会が請求し、(2)の支払いは半年毎とし、4月～9月分は11月に、10月～3月分は5月に協会が請求する。いずれも翌月の30日までに支払うこと。

6 機種変更

設置後に生じた事情の変更又は売上状況等により、機種変更や販売品目の変更が必要な場合には、あらかじめ協会と協議を行ったうえ変更すること。

機種変更に要する費用は事業者が負担するものとする。

7 自動販売機撤去時の原状回復義務

契約期間満了又は契約解除等により自動販売機を撤去する際は、事業者の負担により原状に回復するものとする。

事業者が原状回復義務を履行しないとき、又は協会が必要と認めたときは、協会が事業者にとって自動販売機の撤去又は原状回復を行い、これに要した費用を事業者に請求する。

8 報告事項

事業者は、毎月の報告書を作成し、各翌月 10 日までに提出すること（様式任意）。

報告内容は、自動販売機ごとの毎月の売上本数と売上金額、及び苦情の内容と件数とする。

9 その他

(1) 協会への協力

事業者は、協会及び須磨離宮公園のイベント開催時に協会が依頼したときは、協力すること。

ゴールデンウィークや春と秋のバラの時期、紅葉や梅のイベント時などの繁忙期には、品切れやトラブルに即時対応できる体制を確保すること。

(2) 現地確認

事業者は、必ず設置場所の現地確認を行うこととし、現地不確認による責任はすべて事業者が負うものとする。

(3) 公園の休園日

須磨離宮公園は毎週木曜日が休園日となっている（イベント時に臨時開園日あり）。12/29～翌年の 1/3 の間は休園日。1 月の第 3 木曜～第 4 金曜は臨時休園日(令和 7 年度は 1/15 日～23 日を予定)。また、台風など異常気象時の際に休園日となることがある。

その他の事情で一月の内 10 日以上連続して休園となった場合は、納付金について協議するものとする。

10 本業務に関するリスク分担は下表のとおりとする。

| 種 類 | 内 容 | リスク分担 | |
|------------|-----------------------------------|-------|-----|
| | | 協会 | 事業者 |
| 1 法令の変更 | 施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更 | 協議による | |
| | 上記以外の法令等の変更 | | ○ |
| 2 税制等の変更 | 消費税及び消費税、法人税以外で本業務にかかる新税の成立などを除く。 | | ○ |
| 3 物価・金利の変動 | | | ○ |
| 4 需要の変動 | | | ○ |
| 5 事故発生 | 事業者の責めに帰すべき事由によるもの | | ○ |
| | 施設・設備の設置の瑕疵によるもの | ○※1 | |
| | 上記以外の理由によるもの | 協議による | |
| 6 施設・設備の損傷 | 事業者の故意・過失によるもの | | ○ |
| | 施設・設備の設置の瑕疵によるもの | ○※1 | |
| | 上記以外の理由によるもの | 協議による | |
| 7 利用者対応 | 業務実施に関するもの | | ○ |
| | 施設・設備の設置の瑕疵によるもの | ○※1 | |

| | 上記以外の理由によるもの | 協議による | |
|--|--------------------|------------------|---|
| 8 第三者対応 | | 上記5・6・7 分類による | |
| 9 業務の変更・休 止・中止 | 事業者の責めに帰すべき事由によるもの | | ○ |
| | 協会の責めに帰すべき事由によるもの | ○ | |
| 10 上記に定めるもののほか不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動その他の協会又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク | | 協議による※2 | |
| 11 業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期 事業者を引き継ぐ場合とも） | | | ○ |

※1 事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠っていた場合は、事業者の責任となる。

※2 事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとに判断するが、第一次的責任は事業者が負うものとする。

事業者は被害が最小となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、ただちに協会に報告しなければならない。